

平成27年第1回双葉町議会定例会行政報告

平成27年第1回双葉町議会定例会を招集致しましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

12月定例会以降の行政経過についてご報告致します。

昨年4月1日に再開しました双葉町立幼稚園・小学校・中学校につきましては、3月で1年が経過いたします。昨年の2学期からは、学習環境が整った仮設校舎におきまして、幼小中併せて16名の子どもたちが毎日元気に勉強と運動に励んでいるところであり、ICT教育など、少人数を活かした特色ある教育、学校づくりを行っております。

1月3日は、いわき市内のホテルにおきまして、「平成27年 双葉町成人式」を挙行いたしました。東日本大震災と原子力発電所の事故で全国に避難されている中、79名の新成人の皆様が出席されました。多数の来賓の方々を前にして、「はたちの夢・希望」と題した新成人の意見発表では、ふるさと双葉町の復興に向けた貴重な意見が出されましたことに、心を打たれたところであります。

町民同士のコミュニティの維持・確保を図ることを目的として、福島県郡山市と埼玉県加須市に開設した町民交流施設は多くの町民の方に利用いただいているところです。郡山市のせんだん広場では民謡教室、編み物教室等が行われ、平成27年1月末現在で延べ2,475人の利用がありました。また、加須市のふたば交流広場ではパソコン教室、踊りの練習、児童のための勉強会等が行われ、延べ703人の利用がありました。今後とも、復興支援員等と連携しながら、また町民の皆様の協力を得ながら、町民交流施設の利活用を進めてまいります。

1月10日、11日、「夢ふたば人」の主催で、新春恒例のダルマ市がいわき市南台応急仮設住宅イベント広場を会場に開催されました。両日とも好天に恵まれ、会場には、双葉町商工会青年部・女性部をはじめ、多くの団体等の出店をいただき、県内外の避難先から訪れた町民や縁起物のダルマを買い求める地元の人々など、大勢の来場者で賑わいをみせておりました。

2月28日20時から国道288号線の一部と県道いわき・浪江線の一部が24時間の通行が可能となり、また、3月1日には常磐自動車道が全線開通となったことにより、中通り・会津地区はもとより、全国の地域と相双・いわき地区の人・モノの交流が活性化し、町民相互のコミュニティや絆の維持、被災地域の復興に資するものと期待しております。

一方、通過車両の増加に伴い、双葉町内の防犯・防災対策を充分図る必要があります。これまでも町内への入域者が増加していることを考慮し、1月6日より、町内の防犯対策及び監視強化のため、24時間体制による町内パトロールを警備会社に委託し実施しているところであります。

また、震災後、当面の消防水利を確保する目的で双葉地方広域市町村圏組合消防本部の仮設防火水槽が役場敷地内と双葉駅南側駐車場の2箇所設置されておりましたが、町の取り組みとして、2月に新山・長塚地内の7箇所に仮設防火水槽を新たに設置いたしました。

3月8日には、震災から4年を前に、いわき市内において、「東日本大震災双葉町追悼式」を行いました。遺族や関係者103人が参列し、亡くなられた方々のご冥福を祈るとともに、一日も早い双葉町の復興を誓ったところです。

町の復興に向けた取組につきましては、2月24日に双葉町復興推進委員会から「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」の最終報告をいただきました。私としては、この報告を尊重しつつ、議会の皆様の御意見をお伺いした上で、町の復興まちづくり長期ビジョンを決定し、このビジョンに基づき、町の復興に向けた具体的な取組を進めてまいりたいと考えておりますので、議会の皆様の御理解をお願いいたします。双葉町の復興を進めるためには、避難指示解除準備区域から段階的に町の復興を進めていくことが重要と考えております。そのため、双葉町の復興のさきがけとなる両竹・浜野地区の復旧・復興を進めるため、地区住民の皆様の意向調査や説明会を経て提言された津波被災地域復興小委員会の報告を踏まえ、双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画（両竹・浜野地区復興計画）を策定し、具体的な復興事業の実施に向けた調整を進めてまいります。

町民の皆様の生活再建に向けた取組は、町の復興に向けた取組との両輪で、引き続き進めてまいります。2月24日に双葉町復興推進委員会からいただいた最終報告において、生活再建に向けた当面の取組に関して改善すべき点などについても提言を受けました。この報告を踏まえて、昨年3月に策定をいたしました「双葉町復興まちづくり計画（第一次）に基づく事業計画（実施計画）」

について、改訂を行い、町民のニーズに沿った取組を進めてまいります。

復興公営住宅の整備がいわき市、郡山市、南相馬市、白河市などにおいて進められています。入居募集は、順次行われており、郡山市八山田団地^{やつやまだ}で昨年11月に入居が始まったほか、いわき市下神白団地^{しもかじろ}が本年3月末までに入居できることとなっております。

今後、白河市鬼越団地^{おにごえ}、南相馬市上町団地^{かみまち}、郡山市東原団地^{つるみだん}、鶴見坦団地^{つるみだん}で募集が始まる予定です。

一方、190世帯の入居が予定されているいわき市勿来酒井地区の復興公営住宅については、県から平成29年度後期まで完成が遅れる旨の説明がありました。多くの町民が住宅の完成を待ち望んでいる中で、この遅れは大変遺憾であり、県には整備スケジュールの短縮や段階的な整備・入居ができるよう強く求めたところです。

今後も引き続き、できる限り早期に入居できるよう、国、県、受入自治体と協議を進めてまいります。

原子力損害賠償につきましては、平成26年12月に国及び東京電力が営業損害にかかる賠償の終期の素案を関係団体に示しましたが、その内容は到底納得できるものではないことから、町としても、被害者の実態に応じた賠償の延長を、国及び東京電力に対して要求したところです。町としては、引き続き、被害者に寄り添った賠償がなされるよう、国及び東京電力へ要求してまいります。

一方、平成27年1月末現在において、仮払金から本賠償請求を行っていない方が137名おり、徐々に減ってきているものの、依然として未請求の方がおりますので、引き続き、未請求者の皆さんに対する賠償請求について周知を進めてまいります。

東京電力福島第一原子力発電所においては、平成25年11月18日から開始された4号機使用済燃料プールからの燃料取り出し作業が、平成26年12月22日にすべてが完了したところであり、廃炉に向けた取組が進められている一方、年度内を目標にしていた汚染水全量処理の遅れや凍土遮水壁の運用の遅れのほか、ガレキ一時保管エリアにおけるテントの屋根の一部破損や港湾内への放射性物質の流出といったトラブルが発生するなど、依然として町民に多

くの不安を与えているところです。町としては、引き続き、国及び東京電力に対して、廃炉作業を安全かつ着実に行うよう求めてまいります。

また、これまでの「東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書」を廃止し、廃炉等の実施に係る周辺地域住民の安全確保を目的とした内容に拡充・強化した新たな協定として、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書」を1月7日に、福島県、大熊町とともに東京電力と締結いたしました。今後は、新たな協定に基づき、東京電力には廃炉作業の適切な措置を求めるとともに、福島県と連携して安全監視を着実に行ってまいります。

中間貯蔵施設についてであります。昨年11月から12月にかけて開催した町政懇談会での意見等を踏まえ、1月8日に行政区長会を開催し、区長の皆様からのご意見をいただきました。さらに1月13日には議会全員協議会で、町として施設建設の受入を判断したい旨を申し上げ、議会の了解をいただいたことから、翌14日には町民の皆様へ周知したところです。

建設受入判断の際には、昨年9月福島県が建設受入を容認した際に設定した「県外最終処分の法案の成立」や「県及び双葉町・大熊町との安全協定案の合意」などの5項目のうち、町も名を連ねる安全協定については町も内容を精査・確認していくこととし、残りの4項目は県がしっかり確認して対応いただきたいと申し上げてきたところでもあります。

その後、2月4日の議会全員協議会において、環境省より安全協定案の説明があり、また2月8日には環境省から福島県に対して5項目の回答がなされたところでもあります。

議会からは2月13日に町に対して安全協定案への修正要望が出され、大熊町議会から大熊町に出された要望と合わせて、国・県に対して協定案の修正に応じるよう求めてきました。

2月24日には、県知事と両町長及び議長の協議が行われ、引き続き県と双葉8町村との協議が行われました。県と2町の協議のなかで、安全協定については県としても両町及び議会の修正要望を国に応じるよう求めること、残りの4項目については県が内容を精査し、概ね県と2町の意向を踏まえた対応がなされているとの説明を受けました。その際、県知事からは県として搬入受入を容認したいとの意向をうかがいましたが、私は町及び議会からの協定案への修正要望が反映されたことを確認してから判断したいと申し上げました。

翌25日には、国・県・2町との協議が行われ、安全協定に対する修正要望が反映されたことを確認し、協定を締結することをもって、県の搬入受入容認の判断を了解したものであります。

なお、その場の協議において、私からは中間貯蔵施設は地権者の理解なくしては進められないことを肝に銘じることと、地元の感情を逆なでするような強引な進め方をしないよう強く求めたところであります。

一方、地権者に対する町の取組としましては、2月の臨時議会で承認いただきました中間貯蔵施設に係る地権者の相談窓口を開設し、2月25日に初回の弁護士による相談対応を行いました。今月は11日に郡山支所で、25日にはいわき事務所で相談窓口を開設し、地権者の皆様の不安や疑問に対応してまいる考えであります。

最後に本定例会に提案致しました、案件について申し上げます。

条例の制定が8件、条例の一部改正が18件、条例の廃止が1件、委員の選任が3件、平成26年度補正予算が4件、平成27年度当初予算が7件、合わせて41件となりますので、慎重なるご審議を頂き、議決賜りますようお願い申し上げます。